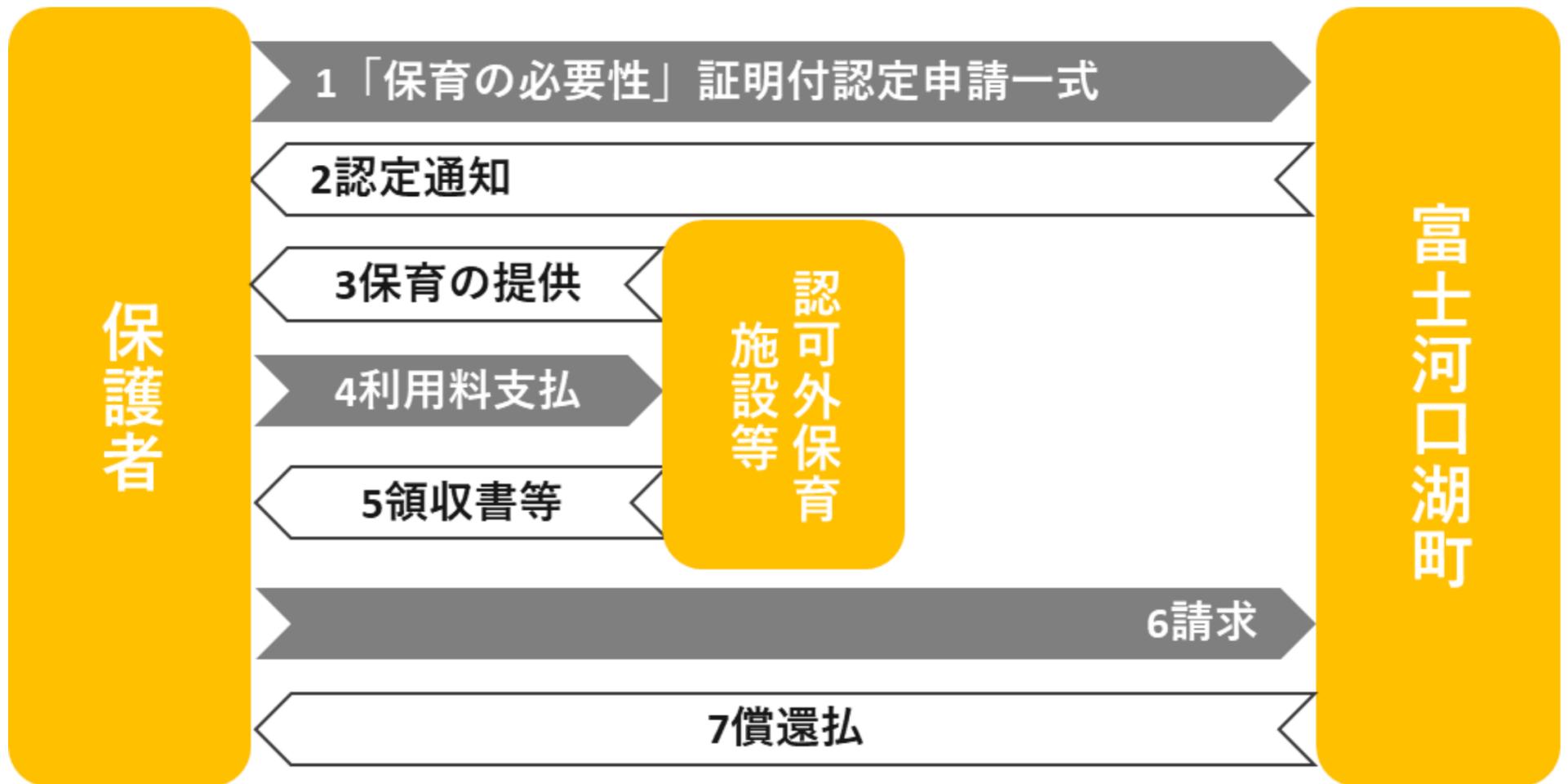


施設等利用給付 償還払いについて



施設等利用給付2号3号認定子どもが、認可外保育施設等において「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、保護者はこれに要する費用を請求できます。

◇手順

◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。

①施設は、「**特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証**」と「**特定子ども・子育て支援提供証明書**」を認定保護者に発行する。

②請求は、認定保護者の償還払い請求となる。保護者は請求に際して「施設等利用費請求書」及び月ごとの「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」「特定子ども・子育て支援提供証明書」を用意する。

③町は、請求の内容を確認し、保護者に対して施設等利用費を支払う。支払いは下記のとおりとする。領収証なき場合には、原則受け付けない。

■令和元年度
10月～3月分 令和2年度4月5日までに園または保護者にてとりまとめの上提出
当該年度予算において支払いを4月下旬までに実施

■令和2年度以降(予定)
4月～9月分 当該年度予算において支払いを11月上旬までに実施

10月～3月分 当該年度予算において支払いを4月下旬までに実施

◇必要書類

- ・【施設⇄保護者】特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・【施設⇄保護者】特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・【保護者⇄町】施設等利用費請求書

お問い合わせ先
富士河口湖町 子育て支援課 保育所担当
☎ 0555-72-1174